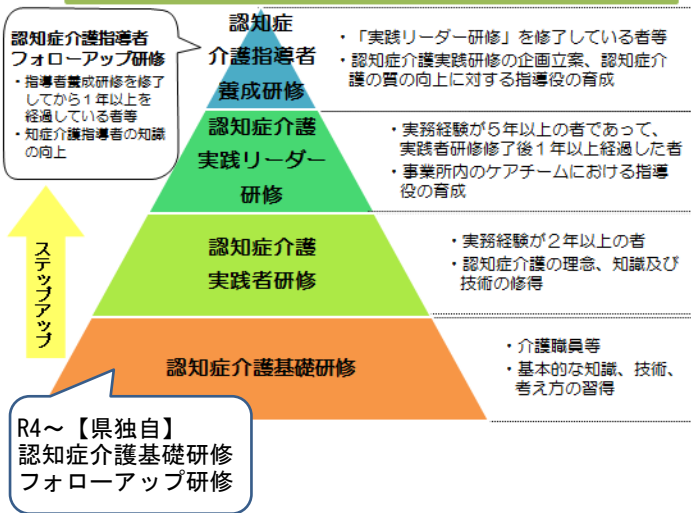


# 認知症介護研修について

介護支援課 介護人材係

## 1 令和5年度研修体系

### 認知症介護研修の体系(1)



### 認知症介護研修の体系(2)

認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業管理者研修	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
<p>・&lt;対象者&gt;</p> <p>・認知症対応型サービス事業の開設を予定している法人の代表者等（理事長、取締役、理事等）</p> <p>・&lt;目的&gt;</p> <p>・代表者として必要な知識の習得</p>	<p>・&lt;対象者&gt;</p> <p>・「認知症介護実践者研修」を修了している者であって、認知症対応型サービス事業の管理者又は管理者として従事することを予定している者</p> <p>・&lt;目的&gt;</p> <p>・管理者として必要な知識、技術の習得</p>	<p>・&lt;対象者&gt;</p> <p>・「認知症介護実践者研修」を修了している者で小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者</p> <p>・&lt;目的&gt;</p> <p>・計画作成担当者として必要な知識、技術の習得</p>

研修名	委託及び指定先
認知症介護基礎研修（eラーニング）	認知症介護研究・研修仙台センター（指定）
認知症介護指導者養成研修	認知症介護研究・研修大府センター（委託）
認知症介護指導者フォローアップ研修	
認知症介護基礎研修フォローアップ研修	（一社）長野県認知症介護指導者会（委託）
認知症介護実践者研修	
認知症介護実践リーダー研修	
認知症対応型サービス事業開設者研修	電 話：0268-71-6755
認知症対応型サービス事業管理者研修	住 所：〒386-0022
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	上田市緑が丘1丁目17-14
	ホームページ： <a href="https://nagano-careshidousha.net">https://nagano-careshidousha.net</a>

## 2 認知症介護基礎研修の無資格者への義務付けについて

### (1) 概要

令和3年度の介護報酬改定により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者（※）について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが介護サービス事業者者に義務づけられた。なお、3年の経過措置期間があるため、令和5年度末までに措置を講じる必要がある。また、経過措置期間終了後（令和6年度以降）の新入職員の受講は1年の猶予期間が設けられている。

※医療・福祉関係の資格を有さない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の資格を有さない者

### (2) 実施状況

長野県では令和3年9月よりeラーニングによる研修を実施。

### (3) 県ホームページ

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材の養成・研修について」→「認知症介護実践者等養成研修」→「認知症介護基礎研修について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyokaigokisokensyu.html>